

## 目指すまちのイメージ（基本理念）

市民が共に支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らすことができるまちづくり

▶ 本計画の施策の展開に当たっては、これまでの取組の深化・推進を目指し、第7期計画に掲げた基本目標の観点を継承しながら、次のように設定しています。

基本理念を達成するための基本目標

**基本目標1** 適切な介護サービスを受けることができる、持続可能な介護保険事業の運営

高齢者の増加やニーズの多様化が更に進む中で、適切なサービスが選択できるよう、サービスの整備・人材確保を図りながら、高齢者やその家族が希望する生活が実現できるよう支援します。また、本市の介護保険事業運営の持続性を確保するため、要介護等認定の適正化やケアプラン点検等を通じて介護給付の適正化に取り組みます。

- (1)介護人材確保の推進 **重点**
- (2)介護保険制度の円滑な推進
- (3)介護給付の適正化 **重点**
- (4)介護保険制度の周知

**基本目標2** 住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる体制の強化

一人暮らしや認知症の高齢者に対する地域の見守りや、適切な相談体制、除雪支援体制等を整備することにより、地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう支援を行います。また、近年の地震や豪雨等による災害や感染症の蔓延に対して、的確な対応がとれるよう備えます。

- (1)生活支援体制の整備
- (2)認知症対策の推進 **重点**
- (3)権利擁護の推進
- (4)相談体制・支援体制の充実
- (5)高齢者の住環境の整備
- (6)老人福祉施設の整備
- (7)雪対策等の推進
- (8)防災・交通安全の推進

**基本目標3** 心身ともに自立して健やかに暮らせる環境の充実

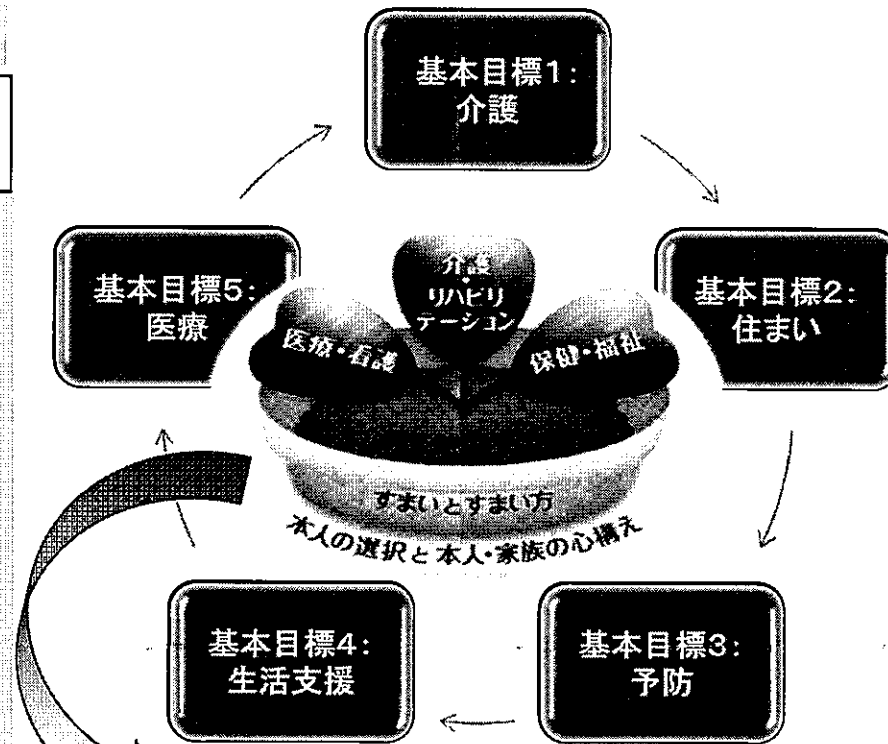
それぞれの高齢者に対応した自立支援・重度化防止のための取組を展開し、市民主体の介護予防を推進するとともに、地域での健やかな暮らしの継続を支援します。また、疾病から要介護状態への進行を防止するため、保健事業と介護予防の一層の連携を図ります。

- (1)疾病の予防及び早期発見
- (2)健康づくりの推進
- (3)介護予防・重度化防止の推進 **重点**
- (4)感染症対策の推進

それぞれの施策が相互に関係し、連動しながら、地域包括ケアシステム※を推進します。

### ※地域包括ケアシステムとは？

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防の各分野が互いに連携しながら支援する体制のことをいいます。



国は、地域包括ケアシステムのイメージを植木鉢に例えています。本人・家族がどのような生活を送りたいか等の心構えが地域生活を継続する基礎となる皿、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」を葉として描いています。

**基本目標4** 多様な活躍ができ、互いに支え合える地域社会づくりの促進

高齢者が生きがいを持てるよう地域活動や就労的活動等の多様な活動機会の充実を図るとともに、互いに支え合う地域社会づくりを促進します。また、第1層（市全域）及び第2層（日常生活圏域）に設置する協議体や地域包括支援センターを中心に、市民と地域課題を共有し、その方策を検討します。

- (1)多様な学習・活動機会等の提供
- (2)地域活動の推進
- (3)就業機会の充実
- (4)地域支え合い活動の推進 **重点**
- (5)交流機会の充実

**基本目標5** 医療と介護の連携による切れ目のない支援体制の整備

高齢者が地域で安心して暮らすためには、医療と介護が連携することが不可欠です。認知症施策や在宅支援を充実するため、地域資源をネットワーク化する連携体制を構築し、支援体制の整備を推進します。

- (1)在宅医療・介護連携の推進 **重点**

### 【施設・居住系サービス整備の方針】

- 特定施設入所者生活介護  
既存施設からの転換により、231床の介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）を整備します。
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  
72床のグループホームを整備します。なお、整備に当たっては、現行のグループホームにおいて定員が18人（2ユニット）に満たない施設の増床を優先して整備を行うことで、グループホームの安定した運営を図ります。

### 計画書について

計画書は、旭川市のホームページからダウンロードできます。  
(全153ページ)

【詳細】長寿社会課 25-9797



## 介護保険制度改正のお知らせ

居住費(滞在費)・食費の負担軽減について

令和3年8月1日から 対象者の要件と食費の負担額が変わります

### ● 預貯金要件の見直し

利用者負担段階	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月から)
年金収入等 80万円以下 (第2段階)	単身 1,000万円	単身 650万円 夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下 (第3段階①)		単身 550万円 夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)	夫婦 2,000万円	単身 500万円 夫婦 1,500万円

### ● 食費の負担限度額の見直し

利用者負担段階	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月から)	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月から)
年金収入等 80万円以下 (第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下 (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※年金収入額には非課税年金(遺族年金・障害年金)も含む。

各利用者負担段階に該当する方は、申請により、介護保険負担限度額認定証が交付されます。この認定証を介護保険施設(短期入所を含む)に提示すると、食費と居住費(滞在費)が軽減されます。

【詳細】介護保険課 25-6485

### 介護保険料について

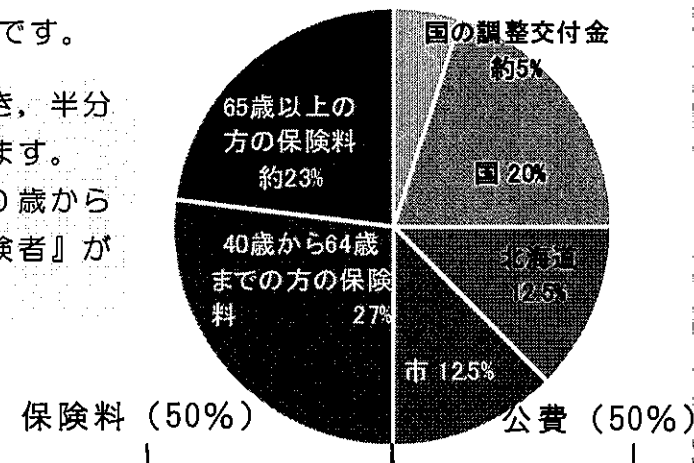
令和3年度から令和5年度までの介護保険料

第8期保険料基準額 年額 74,280円：月額 6,190円

※第7期(平成30年度から令和2年度まで)と同額です。

介護保険は、介護サービス利用時の自己負担分を除き、半分を公費(税金)で、残り半分を保険料でまかっています。

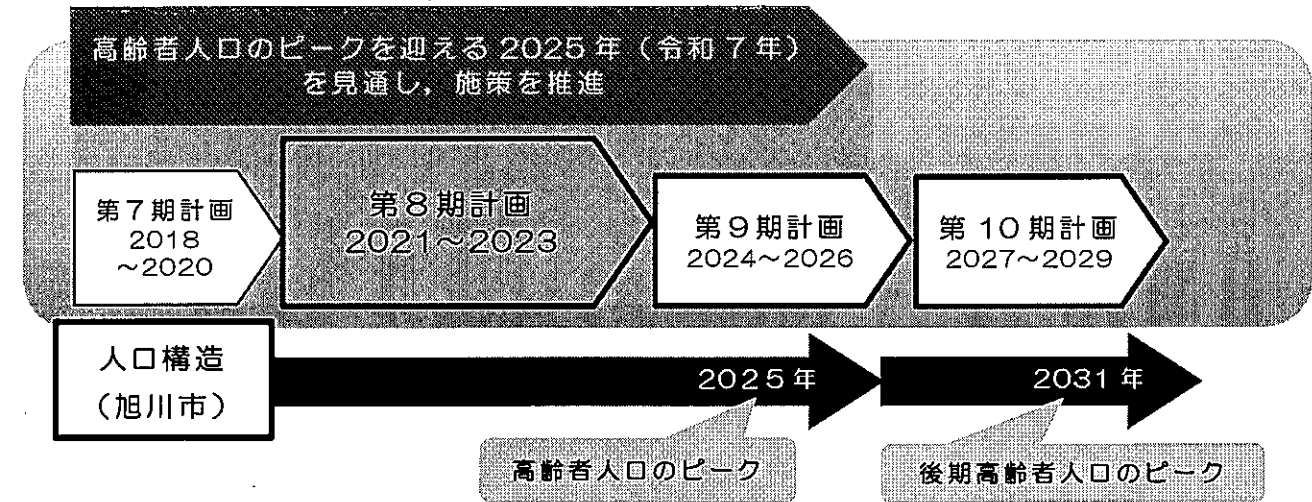
保険料は、65歳以上の方『第1号被保険者』と、40歳から64歳までの医療保険に加入している方『第2号被保険者』が分担し、負担しています。



## 第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)

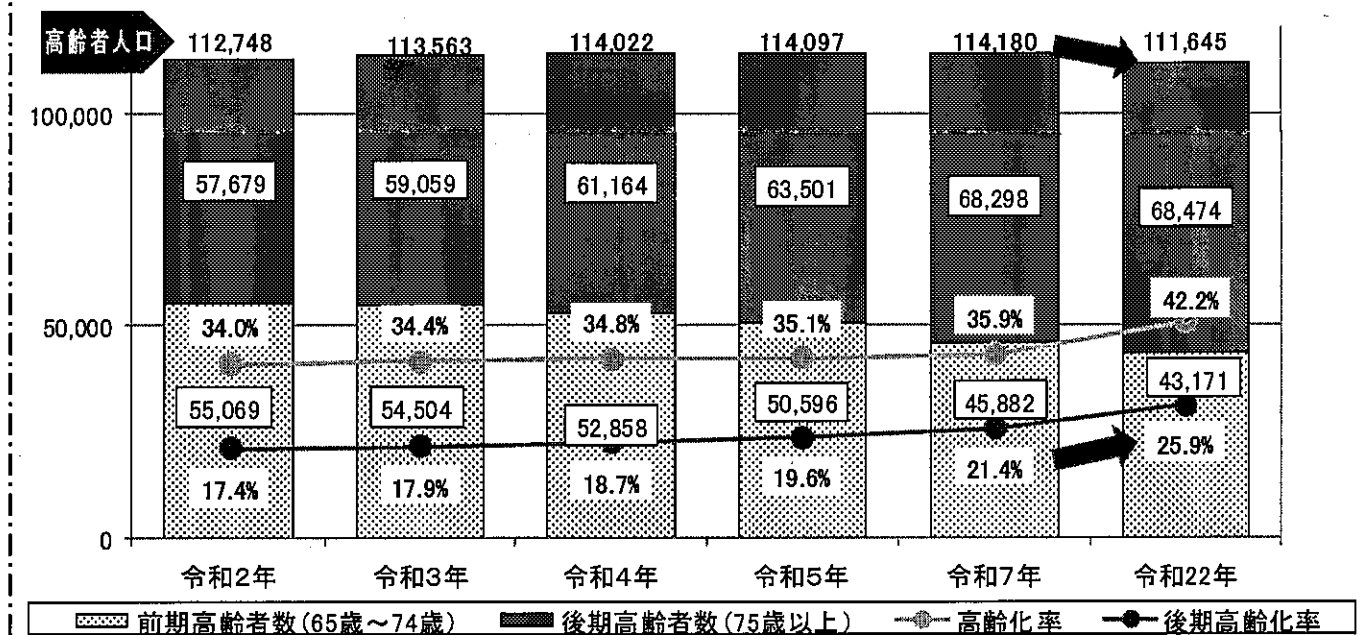
本市の高齢者人口の動向は、令和7年(2025年)頃にピークを迎えるものと推計され、国よりも15年ほど高齢化が先行している状況です。更に、特に社会的支援が必要になりやすい後期高齢者については、令和13年(2031年)頃にピークを迎えることから、国よりも高齢化が先行している状況です。

こうした状況の中、本市では、人口構造の変化等に伴い複雑化・複合化していく地域課題や担い手不足の深刻化等への対応するため、これまで構築してきた本市の地域包括ケアシステムを更に深化・推進することとし、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を期間とした「第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。



### ■ 高齢者人口・高齢化率の推計 ■

高齢者人口は、令和7年以降減少しますが、高齢化率は上昇を続けます。



旭川市福祉保険部 長寿社会課  
〒070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎2階  
電話 25-9797 (地域包括ケア推進係)